

あきた中小企業みらい応援ファンド事業実施要領

この要領は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)からの地域中小企業応援ファンド融資事業による貸付を受けて創設した「あきた企業応援ファンド」を、平成 30 年 11 月 24 日以降に「あきた中小企業みらい応援ファンド」(以下「ファンド」という。)としての事業実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付対象)

第1条 貸付対象は、公益財団法人あきた企業活性化センター(以下「活性化センター」という。)とする。

(ファンドの運用計画及び運用方法)

第2条 活性化センターは、ファンドの全額について、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券で政府が保証するもの、又はこれらに準ずる運用方法であつて、長期にわたり有利で確実な運用が確保されるものでファンドの運用計画(様式1)を作成し、秋田県知事(以下「知事」という。)から承認を受けなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

2 活性化センターは、前項の承認を受けた運用計画によりファンドを運用しなければならない。

(ファンド事業における未使用額の取扱)

第3条 活性化センターは、各事業年度のファンド事業の実績が計画を下回る等により発生した未使用額は、ファンドの助成金交付事業の原資として翌年度に繰り越して使用することができる。

2 活性化センターは、平成 30 年度末の「あきた企業応援ファンド」に係る未使用額のうち秋田県(以下「県」という。)からの貸付金に含まれる中小機構からの貸付金に係る運用益に相当する額を県に返還し、県はそれを中小機構に返還する。

3 第1項の規定に関わらず、活性化センターは、償還期限の到来する平成 40 年度における運用益については、当該年度内におけるファンド事業の原資として使用することとし、繰り越してはならない。

4 活性化センターは、平成 40 年度末の未使用額のうち県から借入に係るファンドの運用益に相当する部分を県に返還し、県は返還された未使用額のうち中小機構の負担に係るファンドの運用益に相当する額を中小機構に返還する。

(ファンド事業に係る会計)

第4条 活性化センターは、ファンド事業に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。

(ファンド規模の適正化基準)

第5条 知事は、毎事業年度ごとにファンド事業の実績を踏まえて、ファンドの規模を見直し、必要があるときは、活性化センターと協議のうえ、一部繰上償還により適正なファンド規模に圧縮するなど必要な措置をとる。

2 前項の協議は、事業年度末の未利用額から助成を通知し未払いの金額を差し引いた金額が、当該年度の収入総額の2倍を超えた場合とする。

(交付に関する手続き)

第6条 活性化センターは、ファンド事業の実施にあたり、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の趣旨を踏まえ、本実施要領に基づき助成金交付要領を作成し、知事の承認を得なければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

2 活性化センターは、助成金交付先に対し、前項の助成金交付要領に基づき助成金を交付する。

(助成金交付事業の対象者)

第7条 助成金交付事業の対象者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げるいずれかの要件を満たす者、及びそれらを満たす者のグループとする。

(1) 中小企業等経営強化法第2条第1項から第3項に該当する者及び第5項に該当する者で、秋田県内に主たる事業所又は事業所を有する者。

(2) 秋田県内に主たる事務所又は事業所を有する有限責任事業組合

(3) 秋田県内に主たる事務所又は事業所を有するNPO法人

2 前項の助成対象者については、活性化センターが作成する助成金交付要領において定める。

(助成金交付事業の対象事業の内容)

第8条 助成金交付事業の対象事業(以下「助成事業」という。)は、連携研究開発助成事業とし、高度技術又は新製品の開発や高度技術を利用した製品の高付加価値化、生産工程の合理化、又は地域資源の開発等のために、助成対象者又は複数の助成対象者が、秋田県内の大学、工業高等専門学校、又は公設試験研究機関と連携して行う研究開発の取組とし、次の区分とする。

(1) 高度技術産業集積地域型

高度技術産業集積地域に主たる事務所・事業所を有する助成対象者が主体となって行う取組

(2) 一般地域型

高度技術産業集積地域以外に主たる事務所・事業所を有する助成対象者が主体となって行う取組

(助成対象経費)

第9条 助成対象経費は、助成事業を適切に実施し得るために必要な経費であつて、活性化センターが作成する助成金交付要領において定める。ただし、助成金交付先の役職員に係る人件費は除く。

(助成率)

第10条 助成率は、活性化センターが作成する助成金交付要領において定める。

(助成限度額)

第11条 助成対象者ごとの助成限度額は、活性化センターが作成する助成金交付要領において定める。

(助成期間)

第12条 助成事業の助成期間は1年以内とし、活性化センターが作成する助成金交付要領において定める。

2 既に助成を受けた者が、更に経営の革新を進めるために又は既に助成対象となったものとの同一の支援の取組について、更に新事業展開等を促進するために助成事業を利用することを希望し、審査会により再度選定された場合には、最大2回まで助成金を利用することができる。

(助成金交付事業の採択基準)

第13条 助成事業は、事業実施の確実性、事業化の熟度等を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとし、採択基準は、活性化センターが作成する助成金交付要領において定める。

(助成金交付先の決定に関する手続)

第14条 活性化センターは、別に定める審査要領等による審査を経て、助成金交付先の決定を行う。

2 活性化センターは、助成金交付先を決定した場合は、助成対象者が作成した事業計画を添えて、速やかに知事に報告書(様式2)を提出しなければならない。

(事業成果に係る目標・評価)

第15条 活性化センターは、事業年度毎に事業計画を作成し、毎事業年度終了後に助成事業の実施内容及び事業成果並びに事業成果の目標について、県、活性化センター以外の外部の委員が半数以上の委員会による評価を受けなければならない。

2 前項の目標は次のとおりとする。

(1)短期目標

支援事業において、イとロの合計した企業の割合が2／3以上

イ 新商品開発の事業化数

助成金の交付を受けてから3年以内に対象事業に係る製品による経常利益の計上を達成した企業

ロ 新技術開発の実用化数

助成金の交付を受けてから3年以内に対象事業に係る技術を生産現場や生産工程等で活用した企業

(2) 長期目標

前号の目標を達成した助成企業の付加価値が、ファンド事業終了時において増加率が13%以上

(事業計画の内容及び提出手続)

第16条 前条の、毎事業年度のファンド事業を開始する前に事業計画書(様式3)を知事に提出しなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

(実績報告の内容及び提出手続)

第17条 活性化センターは、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、第16条に定める事業成果に係る評価の結果及び助成対象者から提出された当該年度の事業実績報告を添えて、実績報告書(様式4)を知事に提出しなければならない。

(ファンド事業に係る監査)

第18条 活性化センターは、事業年度ごとのファンド事業に係る監査を実施し、その事業監査の結果(様式5)を速やかに知事に報告しなければならない。

(中小機構に対する報告)

第19条 知事は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、活性化センターから次に掲げる事項について報告を受け、第16条に定める事業成果に係る事業評価報告書(様式6)を付して中小機構に報告する。

(1) 助成金交付事業に係る事業実績報告

(2) 当該年度において助成金交付決定をした助成対象者が作成した事業計画

(3) 助成金交付先から提出された当該年度の事業実績報告

2 知事は、次のいずれかに該当する場合は、中小機構に速やかに報告する。

(1) 活性化センターから事業計画の提出又は変更の報告を受けたとき

(2) 活性化センターから組織名称の変更及び住所(所在地)の変更の報告を受けたとき

(3) 監査委員会から監査の報告を受けたとき

3 知事は、次のいずれかに該当する場合は、中小機構に直ちに報告する。

(1) 知事が活性化センターに対して有する債権の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めたととき

- (2)知事が活性化センターに対し繰上償還の請求をする必要があると認めるとき
- (3)その他中小機構が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき

(管理事業の内容)

第20条 活性化センターが行う管理事業は、次に掲げるものとする。

- (1)管理事業の対象業務は、助成金交付事業を円滑かつ適正に実施するために必要な交付事務及び運用事務等であること。
- (2)管理事業の支出限度額は、当該年度のファンドの運用益の7パーセントに相当する額以下であること。
- (3)管理事業の支出対象は、第1号の業務を実施するために必要な経費であつて、次に掲げるものとし、活性化センターの役職員に係る人件費は除く。
 - イ 委員等外部専門家に対する謝金
 - ロ 委員等外部専門家又は活性化センターの役職員の旅費
 - ハ 会議費、会場借料、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費等の事務費
 - ニ 当該事業に係る監査に要する経費
 - ホ 上記イからニまでの支出に伴う消費税及び地方消費税
 - ヘ 助成金交付事業及び管理事業に必要な借入金に係る金利
 - ト ファンドの運用利息収入に係る租税
 - チ ファンド造成に係る金銭消費貸借契約に対する印紙税

(その他必要となる事項)

第21条 その他ファンド事業の実施に関して、この要領に記載のない事項については、別に定める。

改正附則(平成20年 7月18日改正)

- 1 この実施要領は、平成20年 7月18日から施行する。

改正附則(平成22年 4月 1日改正)

- 1 この実施要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

改正附則(平成24年 4月 1日改正)

- 1 この実施要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

改正附則(平成27年 4月 1日改正)

- 1 この実施要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

改正附則(平成30年 6月28日改正)

- 1 この実施要領は、平成30年 6月28日から施行する。

改正附則(平成30年11月22日改正)

- 1 この実施要領は、平成30年11月22日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、施行日以前に採択した助成事業及び契約等は従前の要領による。

改正附則(令和3年 4月1日改正)

- 1 この実施要領は、令和3年 4月1日から施行する。